

## 児童手当所得制限限度額表

(単位:万円)

扶養親族 等の数	平成17年度				平成18年度			
	児童手当		特例給付		児童手当		特例給付	
	所得額	収入額	所得額	収入額	所得額	収入額	所得額	収入額
0人	301.0	453.8	460.0	652.5	460.0	652.5	532.0	733.3
1人	339.0	501.3	498.0	695.6	498.0	695.6	570.0	775.6
2人	377.0	548.8	536.0	737.8	536.0	737.8	608.0	817.8
3人	415.0	596.3	574.0	780.0	574.0	780.0	646.0	860.0
4人	453.0	643.8	612.0	822.2	612.0	822.2	684.0	902.2
5人	491.0	687.8	650.0	864.4	650.0	864.4	722.0	944.4

(注1)収入額は、所得額に給与所得控除額相当分を加算した額。(実際の適用は、所得額で行い、収入額はいない。)

(注2)扶養親族等の数は、税法上の控除対象配偶者及び扶養親族の数をいう。

(注3)平成17年度の所得制限限度額は、平成13年6月から適用されている。

(注4)平成18年度の所得制限限度額は、平成18年4月1日より適用。

(注5)所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

(注6)扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

## &lt;参考(控除額一覧)&gt;

控除名	入力する控除額
雑損控除	当該控除額
医療費控除	当該控除額
小規模企業共済掛金	当該控除額
障害者控除 (特別障害者の場合)	270,000円 (400,000円)
寡婦(寡夫)控除 (特別の寡婦の場合)	270,000円 (350,000円)
勤労学生控除	270,000円